

災害廃棄物対策指針の改定（概要）

平成30年3月29日

環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

災害廃棄物対策指針とは

- 災害廃棄物対策指針は、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。
- 平成26年に東日本大震災の教訓を元に、過去の指針等を統合して策定。
- 平成30年に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定。

阪神淡路大震災

震災廃棄物対策指針(平成10年)

福井豪雨
東日本大震災

大都市圏震災廃棄物処理計画
作成の手引き(平成12年)

水害廃棄物対策指針(平成17年)

災害廃棄物処理に係る広域体制
整備の手引き(平成22年)

災害廃棄物対策指針(平成26年)

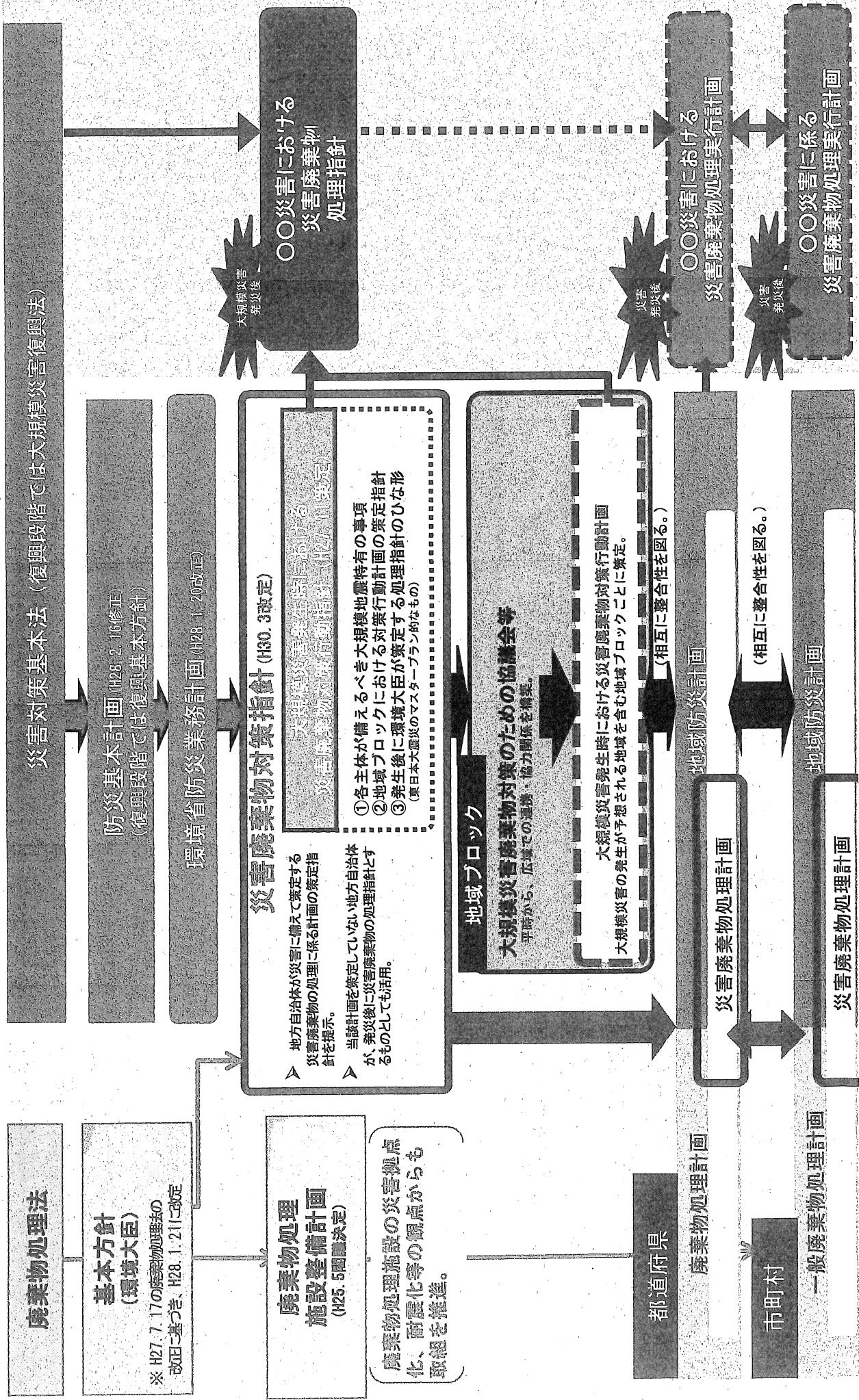
広島土砂災害
関東・東北豪雨災害
熊本地震
九州北部豪雨災害

災害廃棄物対策
推進検討会

災害廃棄物対策指針(改定)(平成30年)

災害廃棄物対策指針の位置づけ

○ 災害廃棄物対策指針とは、廃棄物処理法基本方針及び災害対策基本法に基づく防災基本計画(第34条)並びに環境省防災業務計画(第36条)に基づき、策定。



災害廃棄物対策指針の改定ポイント

1. 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定
 - － 災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記
 - － 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記
 - － 廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加
- 地域ブロック協議会やD.Waste-Net等の役割を明記など

（参考）「災害廃棄物対策指針等の位置づけに関する事項」

- 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それそのステージで必要とされる事項を具体化
 - ・ 災害応急対応期における初動対応の実施すべき事項の具体化（し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等）
 - ・ 災害時に実際に連携した団体（ボランティアを含む）への働きかけの強化
 - ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実（太陽光パネルや蓄電池など）など

3. 上記2. を受けた平時の備えの充実

- 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化
- 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理
- 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実など

国、都道府県、市区町村（支援/受援）、関係団体などの役割を明確化

災害廃棄物対策指針の構成

第1編 総則

背景・目的
指針の構成
基本的事項

災害時に発生する廃棄物の特徴、災害の規模別・種類別の対策
災後における各主体の役割及び行動等
発災等

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時の備え

○体制整備

- 一組織体制、協力・支援体制
- 一職員への教育訓練等

○災害廃棄物処理対策の検討

- 一災害廃棄物量の試算
- 一処理フローの検討
- 一受入可能施設のリスト化等
- 一住民等への啓発・広報等

第2章 災害応急対応

○体制整備

- 一各主体の行動と処理主体決定
 - 一組織体制・指揮命令系統
 - 一協力・支援／受援体制
 - 一各種相談窓口の設置等
- 災害廃棄物処理方法の決定
- 一災害廃棄物発生量や処理可能な量の推計

○災害廃棄物処理事業の進捗管理

○処理事業費の管理

- 一仮置場の確保、運営
 - 一選別・処理・再資源化方法
 - 一特別対応が必要な廃棄物
 - ・太陽光パネル、蓄電池等
- 住民等への啓発・広報等

第3章 災害復旧・復興等

○体制整備

- 一組織体制強化
 - 一協力・支援／受援体制
- 災害廃棄物処理
- 一災害廃棄物発生量の見直し
 - 一受入施設の増強
 - 一仮設処理施設の設置
 - 一広域的な処理・処分

